



2022年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社 **ワークマン**  
代 表 者 名 代表取締役社長 小 濱 英 之  
(東証スタンダード・コード番号7564)  
問 合 せ 先 取締役財務部長 飯 塚 幸 孝  
T E L 03-3847-7740  
ホ ー ム ペ ー ジ <https://www.workman.co.jp/>

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月9日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第41回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規程の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2022年6月29日(予定)  
定款一部変更の効力発生日 2022年6月29日(予定)

現行定款	変更案
<p data-bbox="181 219 783 282">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="181 286 783 524"><u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="437 562 528 591">(新 設)</p> <p data-bbox="437 943 528 972">(新 設)</p>	<p data-bbox="1066 219 1157 248">(削 除)</p> <p data-bbox="820 562 1023 591"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="820 595 1406 696"><u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p data-bbox="868 701 1417 869">② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p data-bbox="820 943 895 972"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="820 976 1310 1005"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="809 1010 1417 1144"><u>第1条 定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第13条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="868 1149 1417 1317">② <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="868 1321 1417 1453">③ <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上